

国自旅第409号  
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）」を別紙のとおり変更したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

改正	現行
<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 運賃</p> <p>(3) 距離制運賃</p> <p>イ 距離制運賃の適用方法</p> <p>⑤ <u>二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、地方運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。</u></p> <p>附則（平成26年1月24日付け国自旅第409号） 改正後の規定は、平成26年1月27日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。</p> <p>1. 運賃</p> <p>(3) 距離制運賃</p> <p>イ 距離制運賃の適用方法</p> <p>⑤ <u>初乗距離を短縮する場合は、初乗距離の短縮が現行の当該運賃適用地域において適用している初乗距離の半分程度で地方運輸局長が定めた距離により設定する場合に限るものとする。</u></p>